

制 度 名	新市町村づくり支援事業	主管課名	市町村課 行政 G		
		問合せ先	029-301-2457		
目的・趣旨	市町村合併に伴うまちづくりを支援し、合併後の市町村の均衡ある発展を推進するため、市町村建設計画の期間内に 10 億円を限度に県事業等を実施する。				
<p>[対象団体] 合併市町村（平成 16 年度及び平成 17 年度に合併した市町村）</p> <p>[対象事業] 実施事業は、合併後のまちづくりの根幹となる事業で、県が事業主体となって実施すべきもの（県補助事業を含む。以下「県事業等」という。）。 ただし、県事業等の実施により整備される施設等の管理・運営に関し、県の負担が生じるもの（県道の管理に係る負担その他の法令に基づき県が負担すべきものを除く。）は、支援事業の対象としない。</p> <p>[補助要件等] 知事は、新市町村づくり支援要望書が提出されたときは、合併後のまちづくりにおける効果、事業実施の適否等を検討のうえ、適当と認める事業を、支援事業として定める。</p> <p>[対象経費] 市町村建設計画に位置付けられ、合併後のまちづくりの根幹となる事業で、知事が支援事業として決定した全ての経費。</p> <p>[補助限度額等] 1 つの合併市町村につき 10 億円以内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体：県又は合併市町村		—	10/10	—	—
[30 年度当初予算額] 548,732 千円		[30 年度補助対象団体] 城里町外 14 団体			
[備考]					